

平成 24 年度
教育委員会点検・評価報告書
(平成 23 年度事業対象)

平成 25 年 2 月
浦添市教育委員会

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成20年度から、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされました。

これを受け、本市教育委員会においても平成20年度から点検評価を行って、その報告書を作成し、市議会に提出するとともに、本市ホームページ上において公表をいたしました。

平成24年度においても同様に点検評価を実施いたします。

本報告書は、平成23年度における教育委員の活動状況のほか、同年度の事業の中から重点施策と位置づけるの事業について、点検・評価を実施し報告書としてまとめたものであります。

ぜひ、ご一読いただき、本市教育委員会の取組にご理解を賜るとともに、ご意見、ご指導を頂くことができれば幸いに存じます。

平成25年2月

浦添市教育委員会

浦添市教育委員会委員名簿

(平成25年2月1日現在)

役職名	氏名
教育委員長	伊禮 厚子
委員長職務代理者	仲宗根 加代子
教育委員	平良 寛吉
教育委員	多喜 和彦
教育長	津波 清

目 次

はじめに

1. 点検及び評価制度の概要 ······ 1

◎根拠法令

(1) 経緯

(2) 目的

(3) 学識経験者の知見の活用

(4) 点検・評価の方法

2. 本市教育委員会の点検・評価の方法 ······ 2

(1) 点検・評価の対象となる事業の考え方

(2) 点検・評価の様式について

(3) 点検・評価書の見方

(4) 学識経験者の知見の活用について

「点検評価に関する有識者」名簿

浦添市教育行政の「点検・評価に関する有識者」に
関する要項

3. 教育委員会点検・評価書（平成23年度事業等） ······ 5

(1) 平成24年度教育委員会点検・評価対象事業等一覧

(2) 教育委員の活動

(3) 教育部

(4) 指導部

(5) 文化部

※「教育委員の活動」関連資料

資料①平成22年度教育委員会会議における議案等一覧

資料②平成22年度教育委員の活動状況

資料③平成22年度教育長の活動状況

4. 「点検・評価に関する有識者」からの意見 ······ 67

(1) 与儀啓子氏より

(2) 上地多恵子氏より

(3) 仲間孝藏氏より

おわりに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成20年4月1日施行）

1. 点検・評価の概要

(1) 経緯

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成20年4月から施行されました。

地教行法改正の趣旨の大きな柱のひとつが「教育委員会の責任体制の明確化」であり、その趣旨に沿って、今回の点検・評価制度が導入されたものです。

これに伴い、教育委員会はその権限に属する事務について、点検・評価を行うことが義務づけられ、さらにその結果を議会に提出し、公表しなければならないこととされました。

(2) 目的

教育委員会は、首長から独立した合議制の執行機関であり、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等の幅広い教育に関する事務を所掌しておりますが、この所掌する事務が適正かつ効果的に執行されているかどうかについては、自らが事後にチェックすることが重要であると考えられました。

今回の地教行法の改正に伴う点検・評価制度の導入により、効

果的な教育行政の推進に資するとともに、その結果を議会に提出し、公表することで市民の皆様への説明責任を果たします。

(3)学識経験者の知見の活用

これは、点検・評価の客観性を確保するためのものです。活用の仕方については、評価の方法や結果について教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応することとなります。

(4)点検・評価の方法

点検・評価の具体的な方法について、国が基準を定めることはありません。点検・評価の項目や指標、議会への報告や公表の方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとなります。

2. 本市教育委員会の点検・評価の方法

(1)点検・評価の対象とする事業の考え方

どの年度を対象とするかということについては、当初から前年度の事業について行うこととしておりますので、今年度は平成23年度の事業が対象ということになります。

その中でどの事業を対象と市長事務部局の企画部が平成19年度から全庁的に実施している事務事業評価と同じ取扱いをすべきとの考えにたち、企画部の事務事業評価が前年度を対象としていることから、平成20年度の教育委員会の点検・評価も平成19年度の事業を対象とすることにいたしました。

平成23年度の事業については40の事業を精選し、点検・評価を実施いたしました。

(2)点検・評価の様式について

点検・評価の具体的な方法については、国は定めないということは、前述したとおりですので、様式についても各教育委員会で定めるということになります。

本市教育委員会においては、当初作成した様式に一部修正を加えた様式を今回も採用しております。

1事業について、「事業概要」、「備考（成果・課題）」の2項目だ

けのシンプルな様式となっております。

(3)点検・評価書の見方

- ①点検・評価書は教育委員の活動、教育部、指導部、文化部に分けて作成しております。
- ②「事業名」は、「教育委員の活動」については、大きく「教育委員会の会議」、「その他の会議、研修会への参加」の5つの活動に大別し、教育部、指導部、文化部については、原則として予算上の事業名を引用しております。
- ③「事業概要」は、各事業の概要を簡潔に記載しております。
※「事業名」と「事業概要」は、同じ欄に記載
- ④「備考」には、主に「成果」と「課題」を記載しております。

(4)学識経験者の知見の活用について

- ①人選については下記の名簿のとおりです。

②知見の活用の方法について

この点検評価を開始した平成20年度の最初の有識者会議において、有識者の方から各自の専門分野を生かすため、各有識者がそれぞれの専門分野に關係の深い部について意見を述べるのがよいのではという提案があり、以後、同様の手法を採用しております。

そして、教育委員及び教育委員会の3部が自己点検・評価したものに対して、意見を述べていただきました。

「点検・評価に関する有識者」名簿 (敬称略)

氏名	専門分野(主な活動等)	担当
与儀 啓子 <small>ゆきこ</small>	社会教育関係(元校長)	教育部
仲間 孝藏	文化的活動等(NPO法人 うらおそい歴史ガイド友 の会)	文化部
上地 多恵子 <small>じょうじ もりこ</small>	学校教育(元校長)	指導部

※「教育委員の活動」については、各有識者からそれぞれ意見を述べていただぐ。

浦添市教育行政の「点検・評価に関する有識者」に関する要綱

平成21年1月29日

教育長決裁

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第27条の規定に基づき、教育に関する事務の点検及び評価を行うに当たって教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者(以下「有識者」という。)を置く。

(委嘱等)

第2条 有識者は、教育に関し学識経験を有し、教育活動に熱意のある者の中から、教育長が委嘱する。

2 有識者の任期は、当該年度における点検・評価に係る業務の終了時までとする。

(業務)

第3条 有識者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 教育委員会が実施した点検・評価に関し意見を述べること。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月29日から施行する。